

健発 0625 第 3 号  
平成 22 年 6 月 25 日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長

眼球のあっせんに関する技術指針の一部改正について（通知）

眼球のあっせんに係る技術的事項については、平成 12 年 1 月 7 日付け健医発第 26 号厚生省保健医療局長通知の別添「眼球のあっせんに関する技術指針」（以下「技術指針」という。）を定めているところですが、第 171 回通常国会において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）が成立し、平成 21 年 7 月 17 日に公布されています。

改正法の施行日は、既に施行された部分を除き、公布の日から起算して 1 年を経過した日（平成 22 年 7 月 17 日）とされていることから、今般、技術指針を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 22 年 7 月 17 日から施行することとしました。

つきましては、貴職におかれては、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、今般の改正において、技術指針の参考資料である眼球摘出承諾書等の書式例を廃止しますが、平成 22 年 7 月 17 日以降に使用する承諾書等の書式例については、別途ご連絡します。

おって、改正後の技術指針全文を参考として添付したので、ご活用下さい。